

## 甲州訪問看護ステーションのご案内（重要事項説明書）

## 医療保険・精神科訪問看護

## 1. 事業所の概要

事業所名	甲州訪問看護ステーション
開設年月日	1992年4月1日
所在地	山梨県笛吹市石和町四日市場2031
連絡先	TEL：055-262-8011 FAX：055-263-2250
管理者	所長 牧井ゆかり
事業所番号	1961890009号
営業日	12/29～1/3以外の月曜日～土曜日*
営業時間	8：30～17：30(24時間緊急時訪問看護体制あり)
サービス提供エリア	笛吹市、甲府市、山梨市、甲州市、昭和町
職員体制	管理者：1名 保健師・看護師（3名以上） 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（必要数）

\*日曜日・年末年始（12/29～1/3）の訪問については利用者から申し出のある場合で、主治医やケアマネジャーとの相談の上、当ステーション側が必要と認めた場合に限って訪問をさせていただきます。それ以外は原則的に休日といたします。

(注)24時間対応体制の同意をされている利用者はこの限りではありません。

## 2. 事業の目的及び運営方針

## 【事業の目的】

甲州訪問看護ステーション（以下「当事業所」という）において実施する指定訪問看護（以下、「事業」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律・健康保険法等関係法令の趣旨に従って、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、医師の指示をもとに、看護師等、理学療法、作業療法、言語聴覚療法により、看護・リハビリテーションを提供し、利用者の心身機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とします。

**【事業の運営方針】**

1. 利用者の心身状態の軽減若しくは悪化の防止又は予防に資するようその目標を設定し、計画的に行い、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。また、事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
2. 指定訪問看護の提供に関し厚生労働大臣または地方厚生局長等に対する申請および届出等の手続き並びに訪問看護療養費の請求に関する手続きを適正に行い、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう、関係法令を遵守し、適正な事業運営に努めます。
3. 利用者の意思を尊重し、特定の医療機関や介護サービス事業者の利用を不当に勧めることはありません。また、サービス利用や紹介を目的として金銭や物品などの経済的利益を提供することはありません。

**3. サービス内容****(1) サービス内容について**

当事業所ではご契約者様に対して以下のサービスを提供します。

**<訪問看護>**

通院が困難な利用者に対して計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、看護・リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成するとともに、訪問看護計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切な看護を提供します。

**4. サービスの提供にあたって**

1. サービスの提供に先立って、各保険被保険者証等に記載された内容や介護被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
2. サービスの提供は、主治医（かかりつけ医）の診察や主治医が訪問看護指示書を出すことでサービスを提供できます。医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で訪問看護師等が訪問看護計画書を作成します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに記録を作成するとともに、医師または各関係事業者等に報告します。

3. サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
4. 理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、あくまでも看護職員の代わりとしての訪問となります。
5. 第三者評価について、当事業所所は、第三者評価を受けていませんが、公益社団法人 日本訪問看護財団発行の訪問看護サービス質評価をおこなっています。

#### ①サービス提供の記録

1. サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
2. 利用者は、当事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### ②虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる対策と必要な措置を講じます。

1. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施します。
2. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、当事業所の虐待防止委員会に報告し適切に対応するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
3. 当事業所における虐待の防止のための指針を整備します。

#### ③身体拘束について

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、家族等に報告します。

#### ④秘密の保持と個人情報の保護について

<利用者及びその家族に関する秘密の保持について>

1. 当事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
2. 当事業者及び当事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
3. この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
4. 当事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

#### <個人情報の保護について>

1. 当事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
2. 当事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録も含む。）については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
3. 当事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
4. 医療・介護および介護サービス間の情報共有における ICT(医療介護専横 SNS 等)の利用について、利用者の医療および介護サービスの質向上および円滑な多職種連携を図るため、主治医、訪問看護、居宅介護支援事業所、薬局、その他関係する医療介護事業所等の関係者間で、医療介護専用の情報共有システム（メディカルケアステーション（MCS）等）を利用して必要な情報を共有する場合があります。情報共有にあたっては、関係者以外に情報が漏れいすることのないよう、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考に適切なセキュリティ対策を講じます。

#### ⑤感染症の拡大予防や災害における事業の継続

1. 感染症の拡大や風水害等の避難情報に応じて、サービスを中断または

中止することがあります。ご利用中に地震や風水害等があった場合の安全の確保や避難に関しましては、当事業所の災害対策と併せて対応させていただきます。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

2. 感染症の拡大や被災により平時と同様の事業の継続が困難と判断した場合、事業所のBCP（事業継続計画）に基づき対応させていただきます。事業継続が困難な場合（スケジュールの変更が必要な場合）は、ご利用者様、ご家族様、ケアマネジャー等の関係者様に連絡するよう努めます。

#### ⑥緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

#### ⑦事故発生時等の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。また、事業者は、指定訪問看護に係る安全管理のための体制を確保し、安全管理に関する考え方及び事項発生時の対応方法等を文書化するとともに、発生した事故等についてその原因を解明し、再発防止のための対策を講じる体制を整備します。

### 5. 利用料金及び支払い方法

#### (1) 提供するサービスの利用料及び利用者負担額

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、各関係法による医療報酬の告示上の額として別紙1に示したとおり設定します。

利用料、利用者負担額は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

## (2) その他費用について

その他の費用	医療保険の方
□交通費	交通費は当業所を始点として、利用者宅までの距離の往復×33円/km(税込)の交通費をいただいております。交通費：                    円/回
□延長料金	一回の訪問につき、1時間30分以上かかった場合は時間延長料金4,675円/30分をいただいております。 *長時間訪問看護加算対象者は除きます
□死後の処置料	訪問時に看護師等が意向を確認します。ご希望の場合は看護師が自宅で処置を行います。 材料費込みで22,000円いただきます。
□時間外加算	夜間 18:00～22:00・早朝 6:00～8:00(平日・祝日) 1時間まで 2,530円・以後30分毎 1,265円 深夜 22:00～6:00 1時間まで 3,080円・以後30分毎 1,540円 日曜日・年末年始(12/29～1/3)6:00～22:00 1時間まで 2,750円・以後30分毎 1,375円

## (3) お支払い方法

利用料金の支払いは、原則的に口座振替となります。振替可能な金融機関は「山梨中央銀行」、または「ゆうちょ銀行」のいずれかとなります。

- ・振替日 山梨中央銀行 毎月 20日(休日等の場合は翌営業日) 1回
- ゆうちょ銀行 毎月 25日(休日等の場合は翌営業日) 1回

利用者の都合により振替ができなかった場合は、その月の月末までに指定口座にお振込み、または甲州ケア・ホーム受付にご持参下さい。お振込みの際、送金手数料は利用者負担でお願いします。

支払いが確認できた後、利用者又は保証人の指定する送付先に対して、領収書を交付します。

## 6. 禁止事項

事業所では、多くの方に安心して利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教等の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。また、利用時間

内の飲酒及び喫煙はご遠慮願います。また、別紙2にありますハラスメント行為におきましても禁止します。行為が発覚した際にはサービスの提供を中止いたします。

## 7. 要望及び苦情等の申し入れ

事業所に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

**医療保険利用者の場合**、相談・苦情は当法人以外に、保険者である市町村や国民健康保険連合会でも受け付けています。

要望・苦情等受付窓口	連絡先
甲州訪問看護ステーション 所長 牧井ゆかり	055-262-8011
医療法人銀門会 事務部部长 金子修	055-262-3121 (代)
国民健康保険団体連合会	055-233-9201

- ・利用者からの相談・苦情が上がった場合は、迅速かつ誠実に対応し、利用者の権利擁護に努めるとともに申出者や利用者に対して不利益とならないように扱います。
- ・相談・苦情の内容によって、調査等が必要な場合には、適切に対応し、その結果、改善が必要と認められる場合は必要な措置を講じます。
- ・必要に応じて、居宅介護支援事業者等との連絡調整その他、必要な連携を図ります。

## 8. 電子署名の利用について

当事業所は、ケアプラン・実施計画書等に関する同意について、書面による署名・捺印に代えてし、電磁的方法（電子署名、電子メール等）による同意を得ることができるものとします。ただし、利用者またはその家族が書面による手続きを希望する場合は、この限りではありません。また、電子署名で取得したデータは、法令に基づき適切に保存・管理し、第三者に提供することはありません。

以上、本書につき双方の合意を証するため、本書2通を作成し、当事者双方の記名押印の上、各自1通を所持いたします。

重要事項説明書の記載内容につき、説明を受け承知しました。

西暦 年 月 日

利用者 氏名 \_\_\_\_\_

家族 氏名 \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_)

重要事項説明書の記載内容を説明しました。

事業者 医療法人 銀門会 佐藤 吉沖  
(公印省略)

住 所 山梨県笛吹市石和町四日市場 2031

電 話 055-263-0242 (代表)

説明者 \_\_\_\_\_